

実務家から見た法教育に関する論説

弁護士、甲南大学法科大学院特別講師 黒根 祥行

1 はじめに

当職は、弁護士として法科大学院の特別講師（弁護士ゼミ）、大学の非常勤講師、高校への出張講師や司法試験予備校の講師として約7年間法教育に携わってきた。法教育者としての経験は、まだまだ短い、その短い経験の中でも、法曹養成制度や法教育に関して様々な問題意識を感じてきた。今般、当職が特別講師（弁護士ゼミ）を務めてきた法科大学院が閉校される運びとなったことから、一つの節目として、法曹養成のための法教育を中心に、当職がこれまで法教育に携わる中で感じたことを論説として書き留めておく。

2 法曹養成制度における法教育

1 平成後期～令和における法曹養成制度の激動

(1) 司法制度改革により不人気化した司法試験

戦後昭和24年に弁護士法及び司法試験法が施行されてから平成23年まで、いわゆる旧司法試験が実施されてきた。旧司法試験が開始された昭和24年は、出願者数2570名であったが、その後右肩上

がりで出願者数が増え、平成15年に5万166人とピークを迎えた。一方で合格者数は、昭和38年から平成2年までは、約500人程度で推移し、合格率は約2～4%と非常に狭き門の試験であった¹⁾。しかし、平成11年から始まった司法制度改革の一環として平成16年に法科大学院が開校され、平成18年に新制度（現行）の第1回司法試験が実施されてからは、年々出願者が減少し、令和4年は出願者がわずか3367人となった。その反面、合格者数は、令和4年は1403人で、合格率は40%を超えており、試験としてのハードルは非常に低くなったと言わざるを得ない。当職が、法科大学院や司法試験予備校で指導をして来た中での感覚としても、合格のボーダーラインは低くなってきていると感じている。司法書士試験においても、出願者数は、平成22年の3万3166人をピークに令和4年は1万5693人²⁾と減少傾向が続いているものの、司法試験に比べれば減り方は緩やかである。また、法科大学院の入学者数も、平成18年の5784人³⁾をピークに令和4年は1947人⁴⁾と激減している。法科大学院設置数（学生募集を行っている数）も、平成17～24年までは74校であったのが、令和2年には35校⁵⁾と、半分以下になっている。大学側としては、相当な資金や労力

- 1) 法務省大臣官房人事課（2010年10月7日）「旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数等の推移」<https://www.moj.go.jp/content/000054973.pdf>（参照2023年6月19日）
- 2) 法務省（2022年6月22日）「令和4年度司法書士試験の出願状況について」<https://www.moj.go.jp/content/001375319.pdf>（参照2023年6月19日）
- 3) 内閣官房（2013年12月9日）「第4回 法曹養成制度改革顧問会議 資料2-1」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai4/index.html（参照2023年6月19日）
- 4) 文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室（2022年）「令和4年度法科大学院関係状況調査」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_01068.html（参照2023年6月19日）
- 5) 文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室（2020年12月）「法科大学院制度の概要」https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_senmon02-100001054.pdf（参照2023年6月19日）

を投じて法科大学院を設置したであろうが、わずか10年程度で半分以上の法科大学院数が学生募集を停止するという異常事態が起こっており、法科大学院制度自体に問題があったと言わざるを得ないだろう。

(2) 法科大学院制度と矛盾する予備試験制度と受験回数制限

法科大学院を修了しなくとも司法試験を受験できる別ルートとして、予備試験が平成23年から実施されているところ、出願者数は、平成23年の8971人⁶⁾から令和4年の1万6145人⁷⁾と増加傾向にある。法科大学院に在学しながら予備試験を受験する者も少なからずおり、令和4年は、全出願者1万6145人のうち、1246人が法科大学院生⁸⁾であった。他の内訳は、大学生が4244人、有職者の社会人が6823人、無職が3186人であり、大学生が全出願者の4分の1程度を占めている。制度的に、大学生が法科大学院に進学することなく司法試験を受験することを可能にするものであり、法科大学院の存在意義を減衰させる制度となってしまっている。

そして、無職の者が全出願者の5分の1もの比率を占めているが、おそらく法科大学院修了後に司法試験を受験し、受験回数制限により失権した者が相当数含まれているのではないかと推測できる。受験回数制限で失権した者が、予備試験に合格することによって再度受験資格を得られることになるが、では、法科大学院制度を設計した者は、何のために受験回数を設けたのかということになる。制度設計者側は、受験回数制度の趣旨について、①受験生の受験技術優先の傾向が顕著となり、法曹の質を確保するうえで重大な問題が生じているので、法科大学院

における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるということと、②長期間受験しても結局合格できない多数の「司法試験浪人」による社会的損失が看過し難いことから、本人に早期に転身を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用するためということを挙げている⁹⁾が、まず、①について、「受験生の受験技術優先の傾向が顕著となり、法曹の質を確保するうえで重大な問題が生じている」というが、どこに「重大な問題が生じている」のだろうか。今までの旧司法試験で合格した法曹に何か問題があるというのだろうか。このような表現は、旧司法試験で高倍率の難関を突破してきた法曹達に対して失礼にあたるのではないかとも思える。また、「受験生の受験技術優先の傾向」というが、試験である以上、これは仕方がないことである。当職は、まさに法科大学院や司法試験予備校で司法試験の受験指導を行っているが、今の試験でも暗記重視の傾向であるのは間違いないといえる。短答式試験は、知識のみを問われる試験であるし、論文式試験においても、定義・規範の正確な暗記と判例・学説の知識が必須なのである。ペーパーの試験である限りは、「受験技術優先の傾向」は、仕方がないことなのである。それが嫌なら、実務研修や実務経験を受験資格として加えるほかない。そして、「法科大学院における教育効果が薄れないうちに」ということだが、予備試験で合格した者の司法試験受験を認める以上、この道理は通じない。そもそも法科大学院で教育を受けていないからである。

②については、「本人に早期に転身を促して」ということであるが、絶対に法曹になりたいと考えて

6) 法務省大臣官房人事課 (2011年4月7日)「平成23年司法試験予備試験の出願状況について」<https://www.moj.go.jp/content/000073545.pdf> (参照2023年6月19日)

7) 法務省大臣官房人事課 (2022年4月15日)「令和4年司法試験予備試験の出願状況について」<https://www.moj.go.jp/content/001367961.pdf> (参照2023年6月19日)

8) 法務省大臣官房人事課 (2022年11月17日)「令和4年司法試験予備試験口述試験(最終)結果 参考情報」<https://www.moj.go.jp/content/001384104.pdf> (参照2023年6月19日)

9) 法務省 (2012年12月25日)「法曹養成制度検討会議第6回 事務局提出資料」33頁 <https://www.moj.go.jp/content/000105358.pdf> (参照2023年6月19日)

何度でもチャレンジしたいと思う者にとっては、余計なお世話であり、職業選択の自由（憲法第22条第1項）を不当に制約するものではないかという疑念すら抱く。高額な授業料、時間と労力を費やして、せっかく法科大学院を修了したのに、受験回数が制限されるというのは、殺生な仕打ちである。そして、失権後、予備試験や別の法科大学院に入りなおして修了することにより、受験資格を再度得られるが、その分余計にお金や時間がかかることになり、受験回数制限の制度は、何度でもチャレンジしたい意思を持つ司法試験浪人をより一層苦しめているのである。制度設計者側の資料には、「制度の許容性」として、「予備試験による再チャレンジ可能」との記載がある¹⁰⁾が、これは自己矛盾であると言わざるを得ない。しかも、「法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用するため」というが、司法試験を受験し失権した者は、職務履歴に空白期間が生じることとなり、再就職のハードルは非常に高くなる。後でも述べるが、法科大学院修了者は、企業のニーズに合っておらず、「法曹以外の職業で活用」することが難しいという実情に目を向けるべきである。

この受験回数制限は、平成18年から平成26年までは、5年間で3回であったところ、平成27年から5年間で5回に緩和されたが、この変更により、3回という回数制限が誤りであったことが証明されたといえる。司法書士試験や医師国家試験（受験回数制限導入が検討はされているようだが）など、他のほとんどの国家試験には受験回数制限などというものは無く、そもそも受験回数に制限を設けること自体が不合理であり、受験生の権利を制約するものである。当職自身も経験したが、たとえ、5回の受験回数制限内に受かるとしても、回数制限があることによる受験生の心理的プレッシャーは相当なものである。

令和5年からは、法科大学院に在学中の者が司法試験を受験できる在学中受験制度が開始される。後

でも述べるが、この制度もまた、法科大学院制度の存在意義を減衰させるものである。

2 法曹養成制度変革の迷走と問題点

司法制度改革に向けて平成13年に成立、施行された司法制度改革推進法は、その基本理念を、「司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。」（同法第2条）とし、その基本方針の1つとして、「司法制度を支える体制を充実強化させるため、法曹人口の大幅な増加、裁判所、検察庁等の人的体制の充実、法曹養成のための教育を行う大学院に関する制度の整備その他の法曹養成のための制度の見直し、裁判官、検察官及び弁護士的能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等を図ること。」（同法第5条第2号）と定めるが、法科大学院を設置し、司法試験の合格者数を機械的に増やすことが、この基本理念を実現する手段として適切だったのかは、甚だ疑問である。

まず、「法曹人口の大幅な増加、裁判所、検察庁等の人的体制の充実」というが、裁判官数は、平成13年に2243人だったのが、令和3年に2797人であり、約25%増加したに過ぎない。検察官数は、平成13年の1443人から令和3年に1967人となっており、約36%の増加にとどまる。これに対して、弁護士数は、平成13年に1万8243人だったのが、令和3年には4万3206人¹¹⁾となり、約237%もの増加となっている。ちなみに、一般職の裁判所職員の予

10) 前掲9

算定員は、平成13年度2万1017人、令和4年度は2万1753人¹²⁾となっており、ほとんど変化がない。これを見ると、弁護士だけが急速に増加して、裁判官や検察官は増加したとはいえ、少数の増加であり、裁判所を支える一般職の裁判所職員はほとんど増えていない有様である。司法制度改革推進法第2条で掲げた「国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度」の構築のためには、何よりも裁判所の処理能力を上げることが必要であろうが、裁判所職員の数は増えていない¹³⁾。それどころか、裁判所の新受事件数は、平成13年が563万2117件だったのが令和3年には341万6634件¹⁴⁾と、かなりの減少傾向にある。弁護士を増やしたところで、法的解決が必要な事件数が増えるわけではないのは明白である。しかも、司法制度改革推進法第5条第2号で「裁判官、検察官及び弁護士の能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等を図ること。」を挙げておきながら、司法修習第65期から第70期までは、司法修習中の給費制を廃止し、貸与制にして、司法修習生の経済状況を悪化させるという、司法制度改革推進法の掲げる基本方針と真逆の政策を行っている。

法科大学院制度についても、当初74校だったものが僅か約10年で半分以上が撤退をせざるを得ない状況である。実績によって、多少の淘汰があることはやむを得ないとしても、半分以上が撤退するというのは異常事態と言わざるを得ない。大学側としては、膨大な資金と労力を投じて、インフラ整備や教員確保を行って法科大学院設置をしたにもかかわらず、10年そこそこで撤退せざるを得ないという

のは、誠に酷な話である。しかも、法科大学院に資金を投入したのは大学だけでなく、国からも膨大な予算が投入されており、入学する学生自身も高額な授業料を負担しているのであり、投入したコスト面からみても、このような法科大学院の制度を設ける必要があったのか疑問である。

また、司法試験受験資格を得る方法として予備試験という抜け道を作ったために、法科大学院入学前の学部生や法科大学院の在学生在が、予備試験ルートで受験資格を得て、司法試験に合格し、就職活動において、法科大学院卒の司法試験合格者よりも優遇されるというような事態が起こっている。しかも、司法試験において、どの法科大学院よりも予備試験合格資格での受験の方が合格率が高い（令和4年は、法科大学院卒資格の受験者2677名に対して合格者1008人で合格率約38%に対し、予備試験合格資格の受験者405名に対して合格者395名で合格率約98%である¹⁵⁾）ということになっており、法科大学院の教育効果に疑問を投げかける結果となっている。しかも、令和5年からは、法科大学院在学生在が修了前に司法試験を受験できる制度が予定されており、法科大学院での教育がますます軽視される事態となっている。本来の趣旨から言えば、法科大学院において十分な教育を受けて修了した「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」（司法制度改革推進法第2条）法曹が世に送り出されるべきところであるにもかかわらず、法科大学院を修了していない予備試験合格者の方が圧倒的に合格率が高く、更には、法科大学院修了前の不完全な状態での司法試験受験を認めるといった制度変更は、本来の目的を見失った迷走と言

11) 日本弁護士連合会（2021年）「弁護士白書2021年版」59頁

12) 山中理司（2022年2月27日）「弁護士山中理司のブログ 裁判所職員の予定定員の推移」<https://yamanaka-bengoshi.jp/>（参照2023年6月19日）

13) 阿部泰隆（2021年6月25日）「司法改革の挫折」信山社12頁、439頁においても、良質な司法実現のために裁判官の増員の必要性が説かれている。

14) 最高裁判所（2022年）「裁判所データブック2022」34頁

15) 法務省大臣官房人事課（2022年9月12日）「令和4年司法試験の結果について 法科大学院等別合格者数等」<https://www.moj.go.jp/content/001380388.pdf>（参照2023年6月19日）

わざるを得ない。当職が、司法試験予備校において、予備試験論文式試験合格者向けの口述試験対策講座を担当した中で感じたことは、予備試験合格者は、定義・規範等の暗記が非常に正確にできているということであった。結局、予備試験自体も、旧司法試験と似たような形式であり、それをクリアした合格者が司法試験においても合格をしているということは、結局、合格する人材の方向性は、旧司法試験時代から何も変わっていないということだろう。合格する人材の方向性が変わっていない上に、前述のとおり、試験合格のハードルは下がっており、結局、司法制度改革は司法試験制度をかき乱し、制度変革過渡期の司法試験受験生達に無用な負担を押し付ける結果となったと言うほかないだろう。また、法科大学院へは大学3回生修了後に飛び級での進学が認められていることから、これと法科大学院在学受験の制度を組み合わせれば、通常よりも2年早く法曹へのステップを踏み出すことができるが、果たして、このような若者のエリート法曹製造制度が、「幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」（同法第2条）法曹養成に繋がるのかは疑問を抱かざるを得ない。むしろ、大学卒業後、社会で様々な苦勞や経験を重ねてきた者が、仕事や家事と両立しつつ、法曹資格を得られるような制度にする方が、「幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」（同法第2条）法曹養成に繋がるのではないか。

3 法曹養成のための教育制度の今後

では、法曹養成のために、今後どのような教育制度を整えていくかという点については、様々に改善すべき又は改善できる箇所がある。

(1) 司法試験合格までの教育

司法試験合格までの教育については、当然、司法試験合格がゴールになることから、そのゴールを見据えた教育の方法を考えることになる。したがって、まずは、ゴール（司法試験の形式）をどのような形

にするのがベストかを考えなければならない。

司法試験合格時点において、一定水準の専門的法律知識を持った人材の選別を行うということを重視するのであれば、現在の試験制度でも良いであろう。先にも述べたように、現行の司法試験は、答え（採点基準）の存在するペーパーの試験であり、そこから測れるのは、あくまでも知識とその知識を使った文書作成能力に過ぎないからである。もっとも、意味の無い受験回数制限は撤廃すべきであるし、司法試験合格のための現行の法科大学院制度については、前述のとおり、期待された効果が上がっていない¹⁶⁾ことから、変革が必要である。まず、ペーパーの試験・成績が優秀な若者を青田刈りするような飛び級・在学受験制度はやめるべきである。予備試験制度も、法科大学院ルートへの抜け道としての意味合いが強いため、予備試験の受験年齢の下限に制限を設ける（例えば24歳以上）か、予備試験自体を無くしてしまっ、旧司法試験の時のように、誰でも司法試験を受験できるようにした上で、法科大学院修了生には、選択科目免除（満点の扱いにする）とか得点に一定の加点をするなどの方法を取る方が、司法試験の受験者数を回復させることに繋がり、ひいては多様で優秀な人材を集めやすくなるだろう。そして、法科大学院での教育については、法科大学院生が余裕をもって教育を受けられるように修了のために必要な単位数を減らした上で、六法の知識を詰め込むだけではなく（六法のような司法試験科目については、どのみち試験対策のために自分である程度勉強をするのだから）、もっと実務的な授業（内容証明郵便の出し方、破産の同時廃止の申立、交通事故事件処理の方法、自賠責保険の仕組み、残業代の計算、遺産分割調停や離婚調停といった実務で必須となるようなこと）や実地研修を増やすべきであろう。

また、専門職大学院と銘打たれた法科大学院での教育は、法曹になることだけを目的として行われる

16) 前掲13 13頁においても、法科大学院の設計ミスが指摘されている。

べきである。制度設計者側は、「法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用する」ことも考えているようである¹⁷⁾が、企業の見方と相当乖離しており、ナンセンスである。すなわち、企業は、法科大学院出身者の採用に積極的ではなく¹⁸⁾、採用にあたって司法試験の成績や在学中の成績を重視していないのである¹⁹⁾。また、企業が法科大学院へ求めることについても、法曹養成のための専門職大学院である法科大学院の存在意義とは、著しく乖離するものと言わざるを得ない²⁰⁾。企業の見方に鑑みると、法科大学院に足を踏み入れてしまった以上、企業への就職に転身するのが極めて困難であるのは明らかであり、ましてや、司法試験に合格できなかった修了生については、言わずもがなである。このような現状を直視して、今後の制度改善を進めて行くべきである。

他方、司法試験合格時点において「幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」（司法制度改革推進法第2条）人材を選別するというのであれば、今の試験・教育制度では足りていないと言わざるを得ないだろう。そもそも、「幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」という言葉の意義があいまい・不明確ではあるが、「教養」、「人間性」や「職業倫理」というものは、資質だけではなく、人生経験から得るものであるため、一定の実務経験を要求する方向となるのが必然だろう。したがって、司法試験合格認定の（司法修習に進む資格を得る）ために、現行の司法試験合格だけではなく、法律事

務所での事務員としての300～500時間の実務経験、又はそれに匹敵する社会での実務経験を必要とするといった条件を加えることが考えられる。司法試験合格までに、法律事務所であらバイトをする者も少なくないが、実際の実務に触れることは何よりの教育効果があるだろう。しかも、事務員の仕事に対する理解が深まる効果も期待できる。これらの実務経験を行うにあたっては、国がある程度の予算を捻出し、協力する法律事務所に対して補助金を交付するなどの施策を行えば、喜んで協力する法律事務所は多くあるだろう。

（2）司法試験合格後の教育

現在の制度では、司法試験合格後、1年間の司法修習で実務と密接する教育を受けることになる。その内容は、導入修習（起案）、分野別実務修習（民事裁判、刑事裁判、検察、弁護）、集合修習（模擬裁判、起案等）、選択型実務修習となっている。分野別実務修習や選択型実務修習においては、実際の実務の現場で教育を受けるため、非常に教育効果は高いものの、各分野での修習実日数は、1か月強ずつの期間しかなく、現場をかじる程度の社会見学的なものになっているのは、勿体ないと感じる。そもそも、第1期司法修習から第52期司法修習までは、2年間の修習期間であり、各分野での修習は4か月ずつの期間が確保されており、充実した修習がなされていた。それが、第53期司法修習以降、徐々に期間が短くされていき、今では1年間になってしまい、改悪の途を辿っている。「高度の専門的な法律

17) 前掲9

18) 佐久間修（2014年3月）「法務人材の養成・育成および法務部門の位置づけに関する実態調査」6頁では、延べ4538社へのアンケート調査で、従業員数3000人以下の企業の過半数が、法科大学院修了生について「採用をしない」と回答している。

19) 前掲18 9頁では、企業の採否判断の目安として重視する項目が、①本人の適性、②就職意欲、③年齢であり、重視しない項目が、①司法試験の成績、②出身校、③在学中の成績というアンケート結果であった。同24頁では、企業の法科大学院在学生のインターンシップの受入れについて、「可能性なし」が73.7%（228社中168社）にも及んでおり、同25頁では、企業からの意見として、「法科大学院修了だけでは中途半端過ぎて採用は困難である。」という厳しい声も紹介されており、企業への就職においては、法科大学院に行くことによって、むしろ法学部生の新卒よりも不遇になることが明らかとなっている。

20) 前掲18 26頁では、企業の【法科大学院等への要望】として、「知識習得のみに注力されており、社会人としての常識、認識、社会対応力を身につける必要がある。」「実務経験のなさ（少なさ）をどう解消するのか、法科大学院のカリキュラムに改良の余地はないか（当社の求める人材であれば（法律的な素養があるに越したことはないが）、法科大学院生に特別にこだわらない。）、「企業としては資格の有無や法律的素養よりも、ビジネスマンとしてのコミュニケーション能力、人柄を重視。その前提として法科大学院で身につけた知識、経験を培った努力を評価するが、法科大学院に理解されているか。」といった厳しい意見があがっている。

知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保」(司法制度改革推進法第2条)などと言っておきながら、必要かつ効果の高い法曹養成のための研修・教育体制は、どんどん改悪されているのである。また、司法修習終了時には、二回試験という法曹資格を得るための国家試験が存在する。この試験対策のために、司法修習終盤の選択型実務修習の期間には、積極的な修習プログラムを選択せず、弁護修習先で二回試験に備えるための勉強をさせてもらうといった選択をする修習生も少なからずいるようである。そもそも、司法試験に合格している者であるし、二回試験で不合格になる人数は非常に少ない(73期は1467人のうち10人が不合格、72期は1479人のうち7人が不合格²¹⁾)ことから、二回試験を改めて行う意義があるとは思えない。成績や修習の取組み方などに問題がある修習生については、個別に罷免や留年などの対応をすれば良く、修習生にとって重い負担になっている二回試験は廃止すべきだと考える。その上で、実務に就いてから即応できる力を付けるための修習を充実させるべきである。弁護士に関しては、実務に就いた後、弁護士会での研修や有志の勉強会といった教育体制があるものの、日々の仕事が多忙のため、まとまった勉強のための時間が取れないのが一般的であろう。また、司法試験合格者数を増やし過ぎたため、弁護士の供給が過剰となり、就職先がなく、最初から一人で独立しなければならない弁護士(即独)や、他の弁護士の軒先を借りて独立採算で業務を行う弁護士(ノキ弁)も増えており、実務的な手続きについて十分な教育を受けずに実務に放り出される弁護士も増えているように感じる。

(3) 総括

法律知識だけでなく他の分野の教養・経験も備え、実務で高いパフォーマンスを発揮できる多様な法曹人材を養成するという観点から、当職が最良と考え

る制度改革案を総括として示しておく。

まず、司法試験の受験資格については、旧司法試験と同じに戻すべきである。受験資格を制限することで、受験者数が減り、多様な人材確保が困難になるからである。

法科大学院については、まだ35校が生徒募集を継続している状態であり、制度自体を廃止するのは困難であろうから、法科大学院自体は残したうえで、修了生については、司法試験において選択科目免除(満点の扱いとする)の優遇措置を取る。選択科目が満点の扱いとなるだけでも、かなり有利になることから、法科大学院修了生の合格率は相当上がるだろう。そして、法科大学院の修了に必要な単位数を減らし、社会人が働きながら通学することも可能な体勢を構築し、カリキュラムは、より実務的なカリキュラムを増やすことで、法科大学院が実務との架け橋となり、学生にとっても負担が減り、メリットが大きくなるだろう。

そして、司法試験合格者が司法修習に行くにあたって、法律事務所での300時間以上の事務員の実務経験を必要条件とする。月50時間程度のアルバイトを半年間行えば、条件を満たすので、それほど負担にはならない反面、得られる経験は非常に大きく、司法修習を行うにあたって、より一層実務のイメージが持ちやすくなるだろう。

司法修習については、期間を2年間とし、給費制も司法修習52期以前と同様の扱いに戻す。二回試験は廃止し、選択型実務修習をより充実させ、各自が興味のある分野の実務修習を取りやすい環境を整えるべきである。

司法制度改革が失敗に終わったということは、多くの法曹や学者が指摘していることであり²²⁾、これを早急に改善する(むしろ元に戻す)ことが急務である。法曹養成制度の制度設計に関わる者は、この現実を直視すべきである。

21) 山中理司(2022年12月8日)「弁護士山中理司のブログ 60期以降の二回試験の不合格者数及び不合格率(再受験者を除く。)」
<https://yamanaka-bengoshi.jp/>(参照2023年6月19日)

22) 前掲13 4頁

3 国民のための法教育

1 法教育の必要性和現状

「法の不知はこれを許さず」という法諺があるように、国民は社会生活を送る上で法を知っていなければならない前提であり、法を犯してしまった際に、知らなかったでは許されないのである。国民一人一人が憲法精神をもって、個々の権利が正当に守られるより良い社会を作っていくためには、まず、法の理念を知ることが必要であり、それには個々の成長段階に応じた教育が必要である。「法教育」という言葉が用いられるようになったのは、1990年代以降と比較的最近であり²³⁾、今後更に発展していく分野になるだろう。個々の成長段階に応じた適正な法教育が行われていけば、日本は、よりモラルのある常識的な社会に成熟していくことだろう。「法教育」が社会に意識され始めて日も浅く、個々の各成長段階で法教育に割かれる時間・機会というのは非常に少ない現状である。まずは、国民が、法教育に触れる機会自体を増やしていく必要がある。以下では、各成長段階において、いかなる法教育を行っていくべきかということなどについて論じていく。

2 子供に対する法教育

(1) 小学校から高校の法教育の現状

成長過程にある子供たちが、何がルールに反する悪いことかを体得し、感覚として身に付けておくことは、子供の成長にとって非常に大事なことだということは、言うまでもないであろう。それぞれの家庭でのしつけだけではなく、もう一歩踏み込んで、子供のうちから学校や地域社会において、身近な

「法」を意識させる教育を行うことで、大人になってからも、「法的感覚」を持った生活を送ることができるだろう。

現在の学校における子供に対する法教育は、小学校においては、社会科や道徳科の時間を中心に行われているが、例えば、小学6年生の総授業時数945時間のうち、社会科と道徳科の占める時間数は、135時間に過ぎず²⁴⁾、更に、法に関する部分の扱いは、その10分の1にも満たない程度であり²⁵⁾、その内容的にも日本国憲法に触れる程度にとどまっている。小学5年以下については、指導内容として法関係の分野が明示されていない²⁶⁾。中学校においても、似たような状況であり、高校に至っては、公民科の政治・経済科目のうちの一部で扱われるに過ぎない。大学入試の科目としても、日本史や世界史といった科目に比べて、政治・経済の科目を選択できる大学は少なく、不遇といえる。今まさに日々生活の中にかかわりのある「法」は、歴史と同程度又はそれ以上に重要であるにもかかわらず、その教育にほとんど時間が割かれていないのである。学校教育論の話になってしまうので、深くは掘り下げないが、中学・高校においては、外国語（英語）教育に多くの時間が費やされ、高校・大学入試においても、大きな配点を占める学校が多い。しかし、実生活において英語を使う場面など極めて限られるし（少なくとも当職は、ほとんどない）、翻訳の機械やアプリが手軽に入手できる現代では、そこまで時間をかけて学ぶ必要があるとは考えにくい。それよりも重要な法の教育に時間を割くべきことに、国・行政は気付くべきである。現場の教師のアンケート²⁷⁾においても、「法教育の授業を実践する時間的余裕がなく、また、教員が多忙で法教育に関する研

23) 関東弁護士会連合会（2011年10月20日）「これからの法教育」現代人文社23頁

24) 文部科学省（2017年8月8日）「学習指導要領における各教科等の目標及び内容の例」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/_icsFiles/afieldfile/2017/08/08/1389104_001.pdf（参照2023年6月19日）

25) 文部科学省教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ（2016年4月6日）「小学校社会科における指導内容一覧」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/071/siryu/_icsFiles/afieldfile/2016/05/16/1370702_20.pdf（参照2023年6月19日）

26) 前掲25

研究会・研修会に参加する時間がない。」ことが、学校で法教育が実践できない原因の一番として挙げられており、法教育のための授業時間数の確保と人材の確保が必要なのは明らかである。人材面については、教師の負担を考えれば、実務家である弁護士が行うのが効率的であろう。ただ、当職も年に数回、高校への法教育の出張授業に従事しているが、弁護士の仕事として成り立つような報酬が支払われるわけではなく、継続性のない1回きりの単発の授業なので、予定の空いている時にボランティア感覚で行うぐらいでしか関われないのが現状である。国・行政としては、法教育の授業時間を確保した上で、実務家が法教育に携われるような予算措置などの体制作りを行うべきである。

(2) 法教育の内容

では、学校での法教育のための時間が確保できたとして、何を教えるべきか。現在の学校での法教育は、日本国憲法の内容の授業がほとんどを占めている。勿論、憲法は、日本の最高法規であるから、これをまず学ぶことが必要であるのは当然であるが、これだけでは、子供にとって、具体的なルールとしての「法」というもののイメージがわきにくいだろう。日常生活と結びつけた法教育によって、「法」が身近なものであることを子供に意識させることが教育効果としては高いだろう。この意味では、法務省が法教育のために提示している教材²⁸⁾は、日常の話題や民事事件的な内容を含んでおり、実践的であり、方向性としては非常に良いものだと考える。

3 大学（法学部以外）での法教育

大学は、そもそも、学術研究のための機関であり、

専門的知識を学び研究する場であることから、法学部以外の学部においては、法を勉強する必然性は無いはずだとも思えるが、ほとんどの大学・学部は、一般教養科目において、法に関する科目を置いている²⁹⁾。当職も、法学部以外の学部において、法に関する一般教養の講義を非常勤講師として行っている。大学を卒業し、どんな業界に進むとしても、各業界にも法の規制は存在しており、社会に出る前段階として、法に関する実践的な知識を身に付けておくことは、非常に有意義である。小学校から高校までの間に、充実した法教育が施されれば、大学の一般教養科目としても、法分野に興味を抱く大学生は増えるだろうし、より踏み込んだ内容の授業を実施できることになる。大学生が、自分のニーズや興味に合った法分野の授業を選択できるよう、実務家による多彩で実践的な法分野の講義を大学側が準備していくことが、大学での充実した法教育に繋がっていくことになろう。

4 国民一般に対する法教育

昨今の遵法意識の高まりから、社会人に対しても、様々な法教育が行われている。企業でのコンプライアンス研修、ハラスメント防止研修や各業界での業法に関する研修などは、その最たる例だろう。子供たちに対しては、「法的感覚」を身に付けさせるための普遍的な法教育が効果的といえるが、社会人に対しては、自分に関係のない分野の法教育を行ったところであまり意味がないので、その人の役割や立場に必要な分野の法教育が行われるべきである。もっとも、ハラスメント防止、相続、男女関係や交通ルールなど、多くの国民にとって関係する分野に

27) 前掲23 76-77頁

28) 法務省法教育推進協議会（2013年）「ルールは誰のもの」<https://www.moj.go.jp/content/001285117.pdf>（参照2023年6月19日）では、小学3・4年生向けの内容として、「友達同士のけんかとその解決」、「約束をすること、守ること」、小学5・6年生向けの内容として、「もめごとの解決」、「情報化社会における表現の自由と知る権利」を題材としており、非常に実践的といえる。

法務省法教育推進協議会（2014年）「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」<https://www.moj.go.jp/content/001288570.pdf>（参照2023年6月19日）では、中学生向けの内容として、「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」、「司法」を題材としているが、特に、民事事件の内容について触れているところは、実践的で効果的と考える。

29) 大学設置基準の大綱化（1991年）以前は、大学設置基準により、人文、社会及び自然の三分野にわたり36単位の一般教育科目を修得することが必要とされていた。

ついでに法教育については、興味を持つ者が手軽に参加しやすい環境をより一層整えていくべきであろう。当職の取り組みとしては、公民館などで相続に関する無料のセミナーを行うなどの活動を行っている。公共機関や弁護士会においても、無料のセミナーを開催するなどの取り組みをもっと増やしていくことが、国民の法教育の発展に繋がっていくだろう。

4 最後に

教育は、全ての礎である。そして、法は、全ての人に関わる身近で避けては通れないものである。各自の成長段階や役割に合わせた法教育は、社会にとっても個人にとっても、非常に重要なものであるから、常に改善を目指さなければならない。法曹は、法に携わる代表的な専門家であるので、法教育において果たすことができる役割は多い。その法曹を養成する制度がしっかりしていなければ、質の低い法曹が生み出され、国民全体に悪影響を及ぼす恐れすらある。まずは、司法制度改革でかき乱された法曹養成制度を早急に見直し、改善しなければならない。そして、特に手薄な子供に対する法教育を充実させていかなければならない。

当職も、微力ではあるが、実務家として今後も積極的に法教育に関わり続け、より良い社会作りに少しでも貢献できることを望む。